

川口市立青木会館を利用するかたへ

更新日 令和 8 年 5 月 27 日

設置の目的

市民の文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的として設置した施設です。

主な利用目的

会議、研修、サークル・レクリエーション活動、軽微な運動等

開館時間

午前 9 時から午後 9 時 30 分

休館日

年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

※設備点検のため、臨時に休館する場合があります。(年 2 回程度)

利用の条件

1. 文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的とした 5 人以上の団体
2. 団体の代表者が成人(高校生を除く。)
3. 講師が主体となって月謝を徴収する塾・教室のような活動はできません。
4. 営利を目的とした利用はできません。

ご利用までの流れ

- ①利用にあたっては事前に利用団体登録(無料)が必要です。福祉総務課へ利用団体登録申請書の提出をお願いします。
(利用団体登録申請書はホームページまたは会館の窓口にあります。)
- ②審査後、利用団体登録証を発行いたします。(代表者や住所等の変更がございま

したら、変更届の提出をお願いします。)なお、登録の有効期間は無期限となっております。

③利用団体登録証を受け取りましたら、施設予約システムにて予約を行います。予約の方法は下記のとおりです。(利用者 ID とパスワードが必要です。)

・インターネット:川口市ホームページから予約をすることができます。
インターネットに接続できる携帯電話からも予約することができます。(24 時間利用可能)

※大人数(およそ100人以上)での会議・イベント等を行う場合は、施設予約システムでの仮予約後、タイムスケジュール、利用予定人数、駐車場計画(使用台数・誘導担当者の人数・車両の配置場所)が記載されている実施計画書等(任意様式)の提出をお願いいたします。

④青木会館窓口にて利用申請及び使用料の支払いをお願いします。お支払い後、利用許可書兼領収書をお受け取りください。

・利用申請及び利用料金の支払いの受付時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までとなります。

・使用料の支払いについては、利用日当日の利用前(午後5時まで)にお支払いいただくようお願いいたします。

⑤利用日当日は青木会館窓口にて利用許可書を職員に示し利用する旨を申し出てください。

予約可能期間

(1)市内団体 利用月の3ヶ月前の月の1日9時から利用日の前日15時まで

(2)市外団体 利用月の1ヶ月前の月の1日9時から利用日の前日15時まで

(3)ゲスト団体 利用月の1ヶ月前の月の1日9時から利用日の7日前15時まで

※ただし、利用日が土、日曜日及び祝日の場合、その直前の平日の15時までとなります。

市内団体とは ……市内在住者が8割以上で構成された団体

市外団体とは ……市内団体以外の団体

ゲスト団体とは ……定期ではなく一時的に利用する団体

※先着予約となります。

※予約の上限は1団体1ヶ月あたり4件までとなります。

ただし、4件をすでにご利用になっても、施設にまだ空きがあり、さらに予約し

たい場合は、利用したい日の 2 週間前から受付いたしますので、川口市役所福祉総務課へお問い合わせください。(インターネットや携帯電話からは予約申込をすることはできません。)

定員及び使用料金

時間区分 施設区分	定員	午前 9時～ 正午	午後 1時～ 4時30分	夜間 5時30分～ 9時30分
	人	円	円	円
コミュニティルームA	50	720	840	960
コミュニティルームB	50	660	770	880
会議室A	180	1,330	1,560	1,780
会議室B	96	820	960	1,100
会議室C	90	700	820	940

※市外居住者の利用又は市外居住者を主たる対象として利用する場合は、規定使用料のほかに、規定使用料の額の 5 割に相当する額を徴収します。

※コミュニティルーム A・B は 2 室つなげての利用も可能です。

※コミュニティルーム A・B は土足禁止となっております。内履きをご持参いただくか、備え付けのスリッパをご利用ください。

※会議室 A・B・C は 3 室つなげての利用も可能です。その場合、定員はイスのみで 500 人です。

【問い合わせ先】

川口市役所福祉部福祉総務課庶務係

所在地：川口市中青木1-5-1(第三庁舎4階)

(郵送先：〒332-8601 川口市青木2-1-1)

TEL:048-259-7929(直通)

E-mail:083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp